

茨城県報

第 7 3 8 1 号

昭和60年 9 月 12 日

木 曜 日

目 次

規 則

(公 安 委 員 会)

ページ

- 派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- あらたに生じた土地の確認 (地方課) …………… 3
●字区域の変更 (") …………… 4
●生活保護法に基づく医療機関の指定等 (社会福祉課) …………… 4
●身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) …………… 6
●身体障害者福祉法に規定する医師の内容の変更 (") …………… 8
●身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退 (") …………… 9
●国民健康保険医等の登録 (医療福祉課) …………… 9
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理 (") …………… 11
●茨城県林業改善貸付基準の一部改正 (林政課) …………… 12
●保安林の指定の解除予定 (2 件) (林業課) …………… 13
●土地改良区定款変更の認可 (2 件) (農地管理課) …………… 13
●土地改良法に基づく換地処分 (") …………… 14
●土地改良法に基づく更正換地処分 (2 件) (") …………… 14
●道路の区域変更 (道路維持課) …………… 14
●利根川水系一級河川西谷田川の一部用途廃止 (河川課) …………… 15
●急傾斜地崩壊危険区域の指定 (ダム砂防課) …………… 16
●都市計画業の認可 (都市施設課) …………… 18

(選挙管理委員会)

- 昭和60年茨城県選挙管理委員会第 9 回定例会の招集…………… 18

公 告

- 一時保護児童の所持物の保管 (児童相談所) …………… 18

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第14号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和60年 9 月 12 日

茨城県公安委員会委員長 飯 塚 一 雄

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する

規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則（昭和35年茨城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 (1) 警察官派出所名称、位置、所管区の部鹿島警察署の款中

宮中警察官派出所	鹿島郡鹿島町大字宮中2153番地	鹿島町宮中（東山を除く。）、佐田、下埜、下津、栗生（栗生浜を除く。）、木滝、光、泉川、国末（国末浜を除く。）、谷原、鰐川、長栖、大船津、爪木、須賀、沼尾、田野辺、根三田、山之上、猿田、田谷、清水、神向寺、明石、小宮作、港ヶ丘、谷原入会、港ヶ丘一、二丁目、高天原一、二丁目、神栖町居切（居切浜）、光	を
----------	------------------	--	---

宮中警察官派出所	鹿島郡鹿島町大字宮中2153番地	鹿島町宮中（東山を除く。）、佐田、下埜、下津、栗生（栗生浜を除く。）、木滝、光、泉川、国末（国末浜を除く。）、谷原、鰐川、長栖、大船津、爪木、須賀、沼尾、田野辺、根三田、山之上、猿田、田谷、清水、神向寺、明石、小宮作、港ヶ丘、谷原入会、神野一、二、三、四丁目、港ヶ丘一、二丁目、高天原一、二丁目、神栖町居切（居切浜）、光	に
----------	------------------	--	---

改める。

同表同部石岡警察署の款中

石岡駅前警察官派出所	石岡市国府一丁目1番20号	石岡市国府一、二、三、四、五、六、七丁目、府中一、二、三、四、五丁目、若宮一、二、三、四丁目、総社一、二丁目、若松一、二、三丁目、鹿の子一、二、三丁目、北府中一、二、三丁目、貝地一、二丁目、茨城一、二、三丁目、田島一、二丁目、谷向町、柏原町、泉町の一部、国分町、若松町、宮部、大谷津の一部、田崎、谷向、大砂、鹿の子、村上、染谷、碁石沢、根当、半の木、正上内	を
------------	---------------	--	---

石岡駅前警察官派出所	石岡市国府一丁目1番20号	石岡市国府一、二、三、四、五、六、七丁目、府中一、二、三、四、五丁目、若宮一、二、三、四丁目、総社一、二丁目、若松一、二、三丁目、鹿の子一、二、三丁目、北府中一、二、三丁目、貝地一、二丁目、茨城一、二、三丁目、	に
------------	---------------	---	---

	田島一，二丁目，谷向町，柏原町，石岡（泉町の一部，国分町，若松町，幸町，田崎，大谷津，鹿の子，根当，姥橋，正上内，筑内，谷向，大砂，碁石沢，半の木），村上，染谷，正上内
--	--

改める。

同表 (3) 警察署所在地名称，所管区の部中

石岡警察署所在地	石岡市東石岡一，二，三，四，五丁目，東光台一，二，三，四，五丁目，旭台一，二，三丁目，泉町の一部，山王台，兵崎，東町，東大橋，小井戸，大和町，東の辻，荒金，行里川，東府中，八軒台	を
----------	---	---

石岡警察署所在地	石岡市東石岡一，二，三，四，五丁目，東光台一，二，三，四，五丁目，旭台一，二，三丁目，杉並一，二，三，四丁目，泉町，杉の井，石岡（泉町の一部，大和町，東町，山王台，東の辻，兵崎，行里川，出し山，水久保，荒金），東大橋，小井戸，荒金，行里川，東府中，八軒台	に
----------	---	---

改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1275号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき鹿島町の区域内にあらたに生じた土地を確認した旨，同町長から届出があつた。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

確認する土地

場 所	面 積
大字平井字海岸 1の170，1の183，1の194，1の198，1の215， 1の222から1の224まで，1の227から1の229まで， 1の241，1の245，1の282，1の289の地先公有水面	781,518.38㎡

茨城県告示第1276号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき鹿島町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨同町長から届出があつた。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字平井字海岸 1の170, 1の183, 1の194, 1の198, 1の215, 1の222から1の224まで, 1の227から1の229まで, 1の241, 1の245, 1の282, 1の289の地先の公有水面埋立地（面積781,518.38㎡）の区域を大字平井字灘に編入

茨城県告示第1277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関について、次のとおり、指定及び廃止した。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(医療機関コード) 名 称	所 在 地	開 設 者	診療科目	点数表	指 定 等 日 年 月	指定等 の 別
(0131710) 海老澤歯科医院	水戸市東桜川 796—1	海老澤 弘 起	歯	—	60. 8. 20	指定
(0140917) 城南薬品株式会社	" 城南 3—15—1	栗 林 孝	調 剤	—	"	"
(0240188) 中 央 薬 局	日立市若葉町 1—15—5	鈴 木 光 恵	"	—	60. 6. 1	廃止
(0340384) 厚 仁 堂 薬 局	土浦市中村南 1—1—12	陣 内 秀 喜	"	—	60. 8. 20	指定
(0340376) 神 立 薬 局	" 神立町 4917—5	盛 中 栄 子	"	—	"	"
(309) 右 靱 接 骨 院	" 右靱2316—25	小松沢 久 夫	柔道整復	—	"	"
(0330726) 滝 本 歯 科	" 神立町4252 (上滝ビル2F)	中 村 政 男	歯	—	60. 6. 4	廃止
(0330759) "	"	江 上 勝 朗	"	—	60. 8. 20	指定
(0510032) 石岡市医師会 眼 科 診 療 所	石岡市府中 1—10—4	社団法人茨城県 石岡市医師会	眼	乙	60. 2. 1	"
(0630372) 川 島 歯 科 医 院	下館市小川1474—8	池 上 正 資	歯	—	60. 6. 19	廃止
(0630422) "	"	小 林 義 典	"	—	60. 7. 1	指定

(1630140) 飯塚歯科	笠間市笠間981—6	江上勝朗	"	—	60.5.31	廃止
(1620137) 伊藤医院	" " 188	伊藤英雄	内, 小, 産 婦	乙	60.4.18	"
(1830104) 岩井中央歯科	岩井市岩井諏訪前 4355—23	木村郁夫	歯	—	60.8.20	指定
(3130479) アップル歯科 クリニック	東茨城郡茨城町長岡 大連寺3317—21	岩間邦仁	"	—	60.7.13	廃止
(3130446) 中石崎歯科医院	" " 中石崎380—2	吉田京子	"	—	60.6.30	"
(3330384) 中央歯科	那珂郡大宮町 北野中717—3	寺門敏男	"	—	60.8.20	指定
(3330392) 東海歯科 クリニック	" 東海村村松 174	吉岡敏雄	"	—	"	"
(3330376) 芳州園歯科医院	" 那珂町 鴻巣東風谷3246—1	諸橋一成	"	—	"	"
(3330301) パール歯科 クリニック	" 東海村村松 1117—3	井榊光信	"	—	60.7.18	廃止
(3630833) 野原歯科医院	鹿島郡鹿島町平井 アラク北1180—29	野原茂	"	—	60.8.20	指定
(310) 旭接骨院	" 旭村玉田 1046—29	小沼正雄	柔道整復	—	"	"
(3730195) 飯田歯科医院	行方郡潮来町辻 字中辻323	飯田俊夫	歯	—	"	"
(3820834) 酒井医院	稲敷郡茎崎町高崎 1283の6	酒井忠鈺	内, 胃, 皮	乙	"	"
(3830573) うすい歯科医院	" 牛久町田宮34	薄井秀樹	歯	—	59.12.11	廃止
(3830607) 牛久歯科医院	" " 牛久 大道東256—2	"	"	—	60.8.20	指定
(3820255) 椎名医院	" " 田宮 127—43	椎名美雄	内, 外, 産	乙	60.5.31	廃止
(3820826) 椎名産婦人科	"	椎名美博	産婦, 内	"	60.6.1	指定
(4430316) さくらい歯科医院	北相馬郡藤代町 藤代365—1	櫻井均	歯	—	60.8.20	"
(4030538) 大木歯科医院	筑波郡筑波町大貫 2175	大木正博	"	—	60.7.2	"
(4220299) 湯本外科 消化器科医院	結城郡八千代町栗山 字下谷原238	湯本克彦	外, 消, 整, 内, 小, 麻, 循, 肛	乙	60.8.20	"
(4320669) 塚原産婦人科医院	猿島郡三和町尾崎 3810—3	塚原俊明	産, 婦	"	"	"

(4330524) 丸山歯科医院	" 総和町 上辺見 2—2955	丸 山 稔 弘	歯	—	60. 7. 1	"
(3830409) 長池歯科医院	稲敷郡牛久町田宮 137—122 諸橋ビル 2 F	百木田 等	"	—	60. 7. 19	廃止
(3830623) "	"	大 字 崇 弘	"	—	60. 8. 20	指定

茨城県告示第1278号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

医師の指定

種 目	診療科名	氏 名	医療機関の所在地	医療機関の名称	指 定 年 月 日
視 覚 障 害	眼 科	坂 西 良 彦	竜ヶ崎市寺後町 3610—3	坂西眼科医院	
"	"	飯 塚 俊 明	取手市台宿 2—2—8	飯塚眼科医院	
"	"	清 水 良	水戸市東原 3—2—1	国立水戸病院	
聴 覚 障 害	耳鼻咽喉科	高 橋 容	石岡市旭台 1—17—26	斉藤医院	
"	"	田 原 育 郎	"	"	
"	"	長 谷 川 等	"	"	
"	"	竹 田 幹 男	"	"	
"	"	友 田 幸 一	新治郡桜村天久保 2—1—1	筑波大学附属病院	
"	"	小 野 多知夫	水戸市宮町 3—2—7	水戸協同病院	
"	"	高 野 綾 子	稲敷郡牛久町牛久 356—12	高野クリニック	
肢体不自由	脳神経外科	青 木 伸 夫	下館市大字玉戸1658	下館市民病院	
"	内 科	本 橋 惟一郎	稲敷郡江戸崎町 江戸崎甲3428	本橋医院	
"	形成外科	寺 山 勇	西茨城郡友部町 中央 1—2—24	友部町国保病院	

"	整形外科	竹 崎 徹 之	猿島郡総和町 大字関戸726	友愛記念病院	
"	"	秋 山 三 郎	勝田市笹野 1—3—1	北友会勝田病院	
"	外 科	仙 波 宗	"	"	
"	整形外科	川 村 晴 也	鹿島郡神栖町賀2148	鹿島白十字病院	
"	"	森 脇 正 之	土浦市真鍋新町 11—7	土浦協同病院	
"	"	原 田 繁	北茨城市大津町 北見4—5—15	北茨城市立病院	
"	内 科	鈴 木 五 六	新治郡玉里村 大字高崎2032—6	つくば病院	
"	整形外科	大 野 敦 也	" 桜村天久保 2—1—1	筑波大学附属病院	
"	形成外科	坂 井 重 信	"	"	
"	小児外科	坂 庭 操	"	"	
"	内 科	鈴 木 博 史	"	"	
"	神経内科	内 藤 寛	"	"	
"	整形外科	渋谷 一 行	日立市城南町 2—1—1	日立総合病院	
"	"	金 田 昭	土浦市真鍋新町 11—7	土浦協同病院	
"	小 児 科	中三川 晃 利	那珂郡東海村 大字照沼825	国立療養所 晴嵐荘病院	
"	内 科	藤 岡 浩	土浦市荒川沖南区101	荒川沖診療所	
"	整形外科	林 美代子	西茨城郡友部町 鯉沢6528	県立中央病院	
心臓・呼吸 器機能障害	心臓血管科 心外	大 谷 信 一	水戸市双葉台 3—3—10	水戸済生会 総合病院	
"	外 科	中 川 晴 夫	勝田市石川町20—1	日立製作所 水戸病院	
"	内 科	阿 部 務	西茨城郡友部町 中央1—2—24	友部町国保病院	
"	"	田ノ上 雅 彦	日立市国分町 2—1—2	日立製作所 多賀総合病院	

"	"	藤 木 和 彦	"	"	
"	"	中 村 裕 子	"	"	
"	"	高 野 信 孝	稲敷郡牛久町牛久 356—12	高野クリニック	
"	"	松 本 龍 馬	勝田市石川町20—1	日立製作所 水 戸 病 院	
"	"	松 本 和 美	土浦市真鍋新町 11—7	土 浦 協 同 病 院	
"	"	松 本 尚 寛	水戸市双葉台 3—3—10	水戸済生会 総 合 病 院	
"	循環器内科	鯨 坂 隆 一	新治郡桜村天久保 2—1—1	筑波大学附属病院	
"	循環器科	兼 子 正 明	竜ヶ崎市寺後 3989—1	兼 子 内 科	
じん臓機能 障 害	内 科	宮 崎 三 弘	勝田市石川町20—1	日立製作所 水 戸 病 院	
"	"	寺 崎 太 郎	新治郡桜村天久保 2—1—1	筑波大学附属病院	
"	腎臓内科	稲 毛 博 実	"	"	
ぼうこう・ 直腸機能 障 害	外 科	太 田 代 紀 子	日立市若葉町 1—4—5	志村胃腸科 外 科 病 院	
"	"	重 盛 基 厚	" 国分町 2—1—2	日立製作所 多 賀 総 合 病 院	
"	小児外科	坂 庭 操	新治郡桜村天久保 2—1—1	筑波大学附属病院	
"	外 科	泉 武	水戸市上水戸町 1—4—8	泉胃腸科外科病院	

茨城県告示第1279号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第10号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があつた。

昭和60年 9 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

内 容 変 更

種 目	氏 名	変 更 後		変 更 前		変 更 日
		医療機関の所在地	医療機関の名称	医療機関の所在地	医療機関の名称	
肢 体 不 自 由	和田野 安 良	新治郡桜村天久保 2-1-1	筑波大学 附属病院	西茨城郡岩瀬町大字楯田 604	県西総合病院	60. 7. 16
"	岡 野 克 紀	西茨城郡岩瀬町大字楯田 604	県西総合病院	北茨城市大津町北町 4-5-15	北茨城市立病院	60. 7. 16
"	石 川 俊 之	日立市城南町 2-1-1	日立製作所 日立総合病院	日立市国分町 2-1-2	日立製作所 多賀総合病院	60. 8. 21

茨城県告示第1280号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があつた。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

辞 退

種 目	診療科名	氏 名	医療機関の所在地	医療機関の名称	辞 退 日 年 月 日
心臓・呼吸器機能障害	内 科	木 村 敬二郎	新治郡桜村天久保 2-1-1	筑波大学附属病院	60. 3. 15
肢体不自由	外 科	内 田 朝 彦	西茨城郡岩瀬町 大字楯田604	県西総合病院	60. 3. 31
"	整形外科	今 井 純 郎	下館市大字玉戸1658	下館市民病院	60. 5. 31

茨城県告示第1281号

国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第 9 条の規定により告示する。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記 号 番 号	登録年月日	国民健康保険医
茨国医 第5351号	60. 6. 28	元 川 曉 子
" 第5352号	"	新 井 順 一
" 第5353号	"	後 藤 悦 久

"	第5354号	60. 7. 8	渡 辺 善 徳
"	第5355号	"	生 方 英 幸
"	第5356号	60. 7. 9	国 府 田 博 之
"	第5357号	60. 7. 12	野 村 明 広
"	第5358号	"	横 田 明 重
"	第5359号	"	大 塚 真 人
"	第5360号	60. 7. 16	来 栖 武 雄
"	第5361号	"	恒 藤 曉
"	第5362号	60. 7. 17	榊 元 武
"	第5363号	"	千 葉 靖
"	第5364号	60. 7. 22	川 西 宣 裕
茨国齒	第1638号	60. 6. 27	斉 藤 俊 雄
"	第1639号	60. 7. 2	鈴 木 憲 夫
"	第1640号	60. 7. 3	村 住 彰 彦
"	第1641号	"	山 越 雅 明
"	第1642号	60. 7. 4	大 串 邦 正
"	第1643号	60. 7. 8	古 市 保 志
"	第1644号	"	平 野 信 之
"	第1645号	"	須 賀 田 幸 江
"	第1646号	60. 7. 10	出 畑 斉 嗣
"	第1647号	"	岩 本 知 之
"	第1648号	"	芥 信 公
"	第1649号	"	前 園 浩 二
"	第1650号	60. 7. 18	石 井 美 子
茨国薬	第1345号	60. 7. 8	今 川 洋 子
"	第1346号	60. 7. 10	清 水 初 江
"	第1347号	"	陳 内 保 子
"	第1348号	60. 7. 19	長 瀬 正 道
"	第1349号	60. 7. 22	加 藤 清 香
茨国齒	第1651号	60. 7. 2	大 貫 範 生

茨城県告示第1282号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の中出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の中出は受理したので、療養取扱機関の中出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理 年 月 日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項 受理年月日	申出 範囲
0321349	60. 8. 1	石川皮膚科医院	石 川 研 二	土浦市真鍋町 1—3	60. 8. 1	全 国
3820834	"	酒 井 医 院	酒 井 忠 鈺	稲敷郡茎崎町 高崎1283—6	"	"
4220299	"	湯本外科 消化器科医院	湯 本 克 彦	結城郡八千代町 大字栗山下谷 原238	"	"
0131710	"	海老澤歯科医院	海老澤 弘 起	水戸市東桜川 796—1	"	"
0530275	"	佳山歯科医院	佳 山 泰 士	石岡市大字高浜 1053—2	"	"
0730214	"	曾 雌 歯 科 医 院	曾 雌 隆	結城市大字結城 5832—4	"	"
1830104	"	岩井中央歯科	木 村 郁 夫	岩井市大字岩井 諏訪前4355—23	"	"
3130495	"	みのりデンタル クリニック	杉 本 敏 樹	東茨城郡美野里 町西郷地鷺山 1343—1	"	"
3130503	"	長岡歯科医院	梁 金 火	" 茨城町 大字長岡大連寺 3317—21	"	"
3330384	"	中 央 歯 科	寺 門 敏 男	那珂郡大宮町字 北野中717—3	"	"
3330392	"	東海歯科 クリニック	吉 岡 敏 雄	" 東海村 村松174	"	"
3830623	"	長池歯科医院	大 字 崇 弘	稲敷郡牛久町 田宮137—122	"	"
4030546	"	伊奈谷井田 歯 科 医 院	小 熊 良 子	筑波郡伊奈町 字内郷1695—3	"	"
1830112	"	神田山歯科医院	諸 橋 宏 昌	岩井市大字神田 山1427—1	"	"
0140917	"	城南薬品 株 式 会 社	栗 林 孝	水戸市城南 3—15—1	"	"
0240618	"	中 央 薬 局	鈴 木 光 恵	日立市若葉町 1—15—5	"	"

0340384	"	厚 仁 堂 薬 局	陣 内 秀 喜	土浦市中村南 1—1—12	"	"
1740335	"	長 瀬 薬 局	長 瀬 正 道	取手市井野台 1—1—12	"	"

茨城県告示第1283号

昭和52年8月25日茨城県告示第962号で告示した茨城県林業改善資金貸付基準の一部を次のように改正する。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第 1 1 林業生産高度化資金の表中

「 カ 樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設（いわゆるモノレール）
キ 単線循環式軽架線
ク 小径木搬出用とい
ケ 移動式チツパー
コ 移動式炭化炉
サ 成形燃料製造機械で林野庁長官が定める基準に適合するもの
シ しいたけ加温機で林野庁長官が定める基準に適合するもの
ス しいたけ乾燥機で林野庁長官が定める基準に適合するもの

を

「 カ 集運材用クレーン付き作業車
キ 樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設（いわゆるモノレール）
ク 単線循環式軽架線
ケ 小径木搬出用とい
コ 移動式チツパー
サ 移動式炭化炉
シ 成形燃料製造機械で林野庁長官が定める基準に適合するもの
ス しいたけ加温機で林野庁長官が定める基準に適合するもの
セ しいたけ乾燥機で林野庁長官が定める基準に適合するもの

に

改める。

茨城県告示第1284号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡大野村青塚字峰650の6，650の7，652の8
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

茨城県告示第1285号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
久慈郡大子町大字盛金字畑吉沢1674，1676，1677，1678，1679（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由 林道用地とするため
（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1286号

昭和60年5月21日付けで潮来出島土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和60年9月3日認可した。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1287号

昭和60年8月13日付けで小栗用水土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和60年9月3日認可した。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1288号

昭和60年 5 月 1 日付け農管指令第 212 号をもつて認可した西染北地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和60年 9 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1289号

昭和59年10月22日付け農管指令第 389 号をもつて認可した八千代石下地区の更正換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和60年 9 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1290号

昭和59年11月 8 日付け農管指令第 412 号をもつて認可した瀬戸井兵庫地区の更正換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和60年 9 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年 9 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年 9 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県道
- 2 路 線 名 大穂千代田線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡大穂町大字長高野 字東田6番地先から	旧	メートル 最大 11.40 最小 5.80	メートル 917.00	
筑波郡大穂町大字篠崎 字西畑809番1地先まで	新	最大 11.40 最小 5.80	917.00	
		最大 41.00 最小 13.00	860.00	

茨城県告示第1292号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

昭和60年9月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 河 川 の 名 称 利根川水系一級河川西谷田川
- 廃川敷地等が生じた年月日
昭和60年9月12日
- 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
1 筑波郡豊里町大字上郷字角内7882番地先から 同 所 7867番地先まで	土 地	242.92
2 筑波郡豊里町大字上郷字角内7866番地先から 同 所 7867番地先まで	"	38.49
3 筑波郡豊里町大字上郷字角内8126番の1地先	"	6.32
4 筑波郡豊里町大字上郷字角田21番地先から 同郡 同町 同大字 字屋敷下25番地先まで	"	750.09
5 筑波郡豊里町大字上郷字角内8188番地先から 同郡 谷田部町大字上河原崎字角内沖135番地先まで	"	3,314.35
計		4,352.17

茨城県告示第1293号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県高萩土木事務所において閲覧に供する。

昭和60年 9 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区 域 の 名 称 磯原急傾斜地崩壊危険区域

2 土 地 の 範 囲

次に掲げる地番に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線、標柱4号からフェンス基礎コンクリートに沿って8号までを順次結んだ線、標柱8号から17号までを順次結んだ線、標柱17号から水路に沿って18号に至る線、標柱18号から26号までを順次結んだ線及び標柱26号から市道3927号線に沿って1号に至る線に囲まれた区域

市 名	町 名	字 名	地 番 等	標 柱 番 号	備 考
北 茨 城	磯 原	川上前 西カセイタ "	920—1 908—8 908—9	①	各々の交点
"	"	"	908—1	②	
"	"	"	"	③	
"	"	"	"	④	
"	"	"	"	⑤	
"	"	"	"	⑥	
"	"	"	"	⑦	
"	"	"	"	⑧	
"	"	"	"	⑨	
"	"	"	"	⑩	
"	"	"	"	⑪	
"	"	"	"	⑫	
"	"	"	"	⑬	

"	"	"	"	⑭	
"	"	"	910—1 910—2 水 路	⑮	各々の交点
"	"	"	910—1 市道3219号 水 路	⑯	"
"	"	"	910—1 910—3	⑰	境界線上の点
"	"	"	908—6 910—2	⑱	"
"	"	川 上 前 "	908—5 908—6 901—1 901—2	⑲	各々の交点
"	"	"	901—1 901—2 市道0113号	⑳	境界線上の点
"	"	"	902—1 902—7 902—8 902—9	㉑	各々の交点
"	"	"	902—2 904—1 904—3	㉒	"
"	"	"	904—1 904—3	㉓	境界線上の点
"	"	"	904—1 906—1	㉔	"
"	"	"	904—1 906—1 907—4	㉕	各々の交点
"	"	西カセイタ "	907—2 908—1 908—11	㉖	"

茨城県告示第1294号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和60年 9 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施 行 者 の 名 称 日立市

2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画公園事業

2・2・041号 金沢児童公園

3 事業施行期間 昭和60年 9 月12日から昭和61年 3 月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 日立市東金沢町3丁目地内
(2) 使用の部分 な し

（選 挙 管 理 委 員 会）

茨城県選挙管理委員会告示第41号

昭和60年茨城県選挙管理委員会第9回定例会を次のとおり招集する。

昭和60年9月12日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

- 1 日 時 昭和60年9月17日 午前10時
2 場 所 水戸市三の丸一丁目5番38号
茨城県庁

3 議 題

- (1) 政治団体の設立届出、指定団体の指定届出の状況について
(2) そ の 他

公 告

●一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中、下記の物件を保管したから、返還請求権を有するものは申し出て下さい。

昭和60年9月12日

茨城県下館児童相談所長 倉 持 春 樹

- 1 申 出 の 期 間 昭和60年9月12日から昭和61年3月11日まで
2 申 出 の 場 所 茨城県下館児童相談所
下館市大字玉戸1336—16
電話 02962—4—1614

3 保 管 物

物 件 名	種 類 ・ 型 状	数 量	経 過
現 金	100 円 硬 貨 500 円 硬 貨	70 枚 2 枚	昭和60年7月25日午前5時頃鹿島郡鉾田町管内 の場所不明のお寺からさい銭箱の鍵をこわして、 現金を窃取したものである。

中古自転車	メーカー不詳 水色 婦人用 車体番号不詳	1 台	昭和59年 4 月頃古河市松並 2 丁目 1 番 4 号レストラン日光園の東側駐車場において所有者不明の自転車 1 台を窃取したものである。
-------	----------------------------	-----	--

~~~~~

★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

## ≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ） 金 2,000 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所